

第5章 マスタープランの実現に向けて

1. 「協働のまちづくり」の推進

都市計画マスタープランの実現にあたっては、行政だけでなく、町民や事業者の協力が不可欠となります。そこで、町民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割の下、連携しながらまちづくりを進めていく、「協働のまちづくり」を目指します。

町民の役割

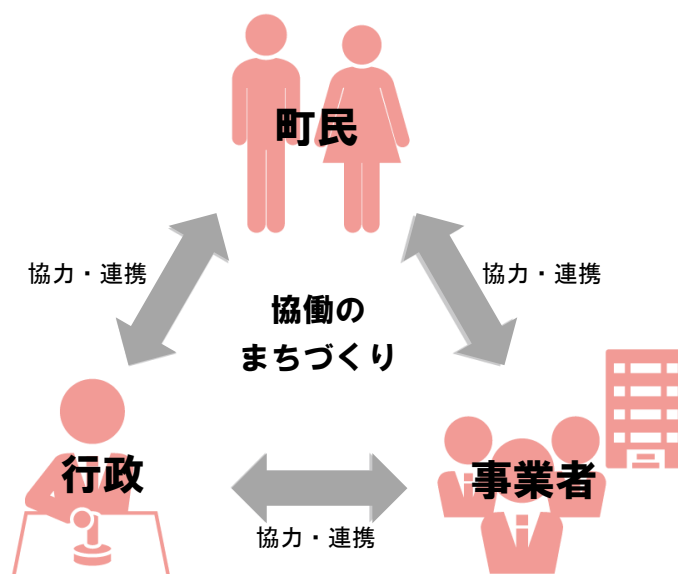
一人ひとりがまちづくりの担い手としての意識を持ち、自分ができることを自ら考え、行動すること、また地域で行われている活動に積極的に参加していくことが求められます。

事業者の役割

町内の事業者は、本町のまちづくりを担う一員として、専門知識等を活かし地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、まちづくり活動に参加することが求められます。

行政の役割

行政は、各種事業を着実に推進するとともに、関係機関とも連携し、効果的で効率的なまちづくりを行います。また、情報提供や町民参画の機会を拡充するとともに、町民や事業者によるまちづくり活動を支援します。

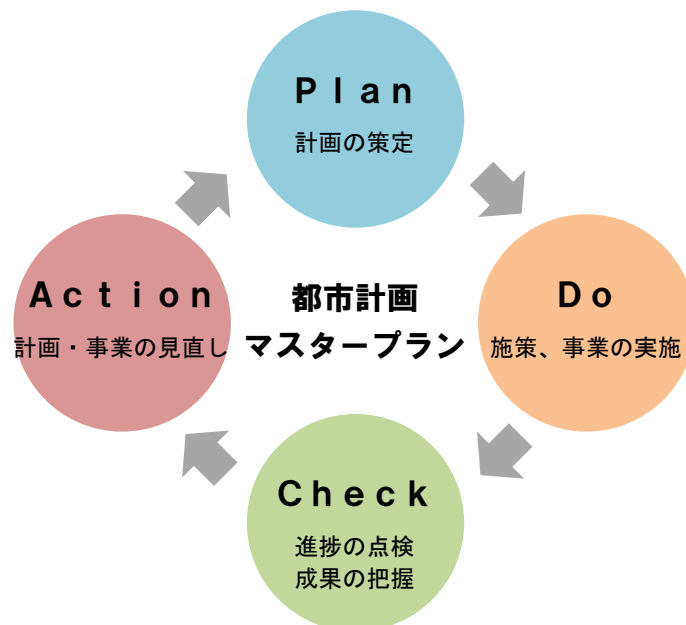


2. 適切な進行管理

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の将来を見据えた長期的なまちづくりの指針となるため、まちづくりの進捗状況を把握し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進を図る必要があります。

そこで、本プランに掲げた施策、事業の着実な実現を図るために「PDCAサイクル*」を導入し、2年に1回程度、まちづくりの進捗状況を点検します。点検の結果は、吉岡町都市計画審議会に報告するとともに、必要に応じて本プランの見直しを行います。

また、都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、上位計画の見直しや、社会経済情勢の変化などに応じて適宜見直しを行います。



3. 都市計画制度の活用

都市計画マスタープランに掲げる土地利用方針や各分野の方針を実現化させるため、必要に応じて都市計画の決定や変更を行います。

その際には、例えば次のような手法を用いることが考えられます。

用途地域*の決定・変更

町では、その地域にあった環境を守るため、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、建物の用途などに一定の制限を行う地域である「用途地域*」を定めています。

今後は、地域の特性に応じた目指すべき土地利用を実現するため、必要に応じて用途地域*の決定・変更を行います。

地区計画の決定

地区計画は、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるもので、例えば、建築物等の用途を制限することで、その地区にふさわしい用途への純化を図ることができます。

また、地域住民が主役になって、話し合い、考えを出し合いながら、地区の実情に合った計画をつくっていくことができます。

今後は、地区の実情に合わせ、必要に応じて地区計画の決定を検討します。

立地適正化計画の策定

立地適正化計画は、持続可能な都市構造を目指し、従来の土地利用の計画に加えて居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ*を推進するための計画です。

今後は、この立地適正化計画の策定を目指します。